民家の生活文化史
――赤城型民家の時代と社会――

高橋　　敏

はじめに
1. 赤城型民家の成立
2. 赤城型民家の時代と社会
3. 消費社会の成立と発展
おわりに

論文要旨

「民衆の生活文化史」はどこでも安易に使われる耳慣れた研究テーマである。ところがその中身は，となると，抽象性が前面に出て空疎な民衆・人民概念が横行するのが，残念ながら戦後歴史学の実態ではなかったろうか。

生活文化史を主唱するならば，まず「民衆」を抽象性から解放すべきであろう。歴史創造の主体である民衆はもちろん生身の人間であることを確認すべきである。これらは，支配・被支配の国家論を越えて実在するのである。ひとまず，衣食住という狭義の生活史一例をとってみても、文献史学は長くこれを苦手としてきた。また，これを誇りとするような自己欺瞞の中にいた。民衆の衣食住は，何か文化の底流であり，歴史をリードすることと無縁なものと考えられていた。

抽象性に満ちた民衆万能の人民観と文化無縁の民衆観に挟撃されて、生活文化史は停滞してきたように思われる。

これらを克服するためには，生活文化史概念のゆるやかな検討をくりかえしやらなくてはならない。この作業と同時進行して史料論の一新が図られねばならない。

そして，文献史学からの生活文化史へのこだわりのうえに関連諸科学，考古学，民俗学等との学際的研究が行われねばならないであろう。

このためには、まず，地域史での生活文化史のフィールドワークが積み重ねられていく必要があるのである。

本稿は，上州赤城山麓の村々をフィールドに18世紀後半～19世紀前半にかけて起こった生活文化史上の変革を追求する。

赤城型民家というこの地域特有の住居に凝集されてくる民衆の生活文化の実態を文献史料の見直しを通し，またこれに近世考古学，民具学の成果を援用しつつ，具体相をもって明らかにしたいと思う。

はじめに

文献史学にとって生活文化史研究の壁は厚い。衣・食・住の狭義の生活文化史ひとつをとってみても，具体的事例には乏しい。いうならば，“モノ”に弱いということになるのかもしれない。

生活文化史は，耳慣れた名称であり，今最も求められている研究分野であるにもかかわらず，研究の実績は質量ともに浅薄さは免れない。文献史料の再検討をはじめ，方法においても問題は山積しており，未開拓の領域といっても過言ではあるまい。

研究の第一歩は，フィールドワークを主体とした地域史の実証研究から踏み出されねばならない。それらを踏み固めて生活文化史の総体が見えてくることになるであろう。

いずれにせよ，生活文化史の素材からくる文献史料の弱点は認めざるを得ないであろう。しかし，文献史料の生活文化史の視角からの見直しは始まったばかりであり，膨大な文書を前にした公文書から私文書への着目の転換がまず行われねばならない。

当然，文献史料の限界を補っていくためには，関連諸科学との連携を図っていく必要がある。近年，考古学の発掘調査は歴史年代を包含し，近世・近代の領域にまで及んでいる。特に江戸を中心に進められてきた近世考古学の成果は，文献史学にとって恰好な刺激的データを提示している。いわば文献史学の弱点を鋭く衝いている意味では，緊張感のある挑戦ともいえるのではなかろうか。

いっぽう，基礎構造論を欠落させているとはいえ，生活材そのものを取り扱う民家研究や民具学の成果も視野におさめるときがきているように思われる。

人々が何を着，何を食べ，いかなる住居を構えたか，について具体的事実で語ることが求められている。

この課題に歴史学として応えていくためには，公的文書史料を使った民衆の生産と権力の収奪の分析に片寄りがちであった研究方向から目を転じて，民衆の消費の側面をも取り上げ，生活の総体を把握する努力を重ねていかねばならない。

もちろん，ここでは文献史料のみならず，モノ資料を取り扱うことになる。絶対年代にもとづく事件の歴史の性急さから逃れて長期波動の中で理解することが不可欠になる。

本稿は，生活文化史の地域史研究の一事例として18世紀後半から19世紀前半にかけて，北関東上州赤城山麓地域に生成・展開した，民衆の歴史的営為の結晶ともいうべき赤城型民家に象徴される生活文化革命を取り上げる。いうまでもなく，生活文化史の時期区分としての「近代」の画期をこの時期に求めてのことである。(1)

1. 赤城型民家の成立

(1) 赤城型民家成立の背景

1970年代頃までは，赤城山麓の村々に一面の桑畑に囲まれて藁屋根の一部を切り落として2階の開口としたこの地域特有の民家が散見された。今和次郎が赤城型と命名した民家である。(2)

赤城型は，旧来の平家・1間取り（土座）に対して2階建・田の字型の間取りを取っている。田の字の間取りは多様であるが，旧来の土間優位に比べ板間・座敷の床張り部分が目立っている。

赤城型の出現の根拠として，養蚕業の発展を挙げるのが一般的であった。果たして生産の視点のみから理解してよいものだろうか。建築史からの民家研究に学びつつも，民衆の歴史創造の営為を象徴する歴史的建造物というトータルな視点に立って分析を試みることが不可欠である。

赤城型を論ずる前に，赤城型が出現する以前の民家はどのようなものであったのであろうか。赤城型が生まれてくる状況を知るためにも，民家の系譜は押さえておかねばなるまい。

しかし，赤城型ですらほとんど消滅した今日，住居の有様は皆目わからない。わずかに近世考古学の住居跡調査が手がかりである。

群馬県埋蔵文化財調査事業団が1984年発掘調査した群馬県佐波郡赤堀町五目牛南組が稀少例となるのではないかと思われる。近世村五目牛の民家跡発掘である。(3)事業団の調査に学びながら，赤城型が出現してくる経緯を大略考察しておきたい。

神沢一夫氏宅跡と菊池範氏宅跡が参考例となろう。神沢氏宅は，土間・土座と床張り部分（後年の増築か）の間取りからなり，平屋造りである。生業空間と生活空間が未分離であった状況をとどめており，座敷は認められない。住居内の「火」をとってみても，煮炊・暖房・灯火の機能が独立しておらず，生業を優先させた構造となっている。

菊池氏宅跡は，大型化した2階建て田字型間取りの赤城型である。明治23年（1890）近村の東大室村（現前橋市東大室）の勧昌寺の庫裏として移築され，改修されたといえ現存している。土間・板間に新たに座敷が加わっている。神沢，菊池両家跡の間に一大変化が起こっていることが推測される。

一般的には，赤城型の出現が養蚕業の拡大発展から説明されるように，屋内における養蚕の作業空間は1階，2階を併せれば広大なものとなる。しかし，養蚕，生業のためのみから赤城型が生み出されたのではないのである。繁忙を極めた養蚕が終われば作業空間は縮小し，座敷が消費生活空間として多用される。菊池宅は8畳の座敷が6部屋も用意されており，大勢の人々が寄合いを持つことが出来るようにつくられているのである。中でも床の間飾りを備えた奥

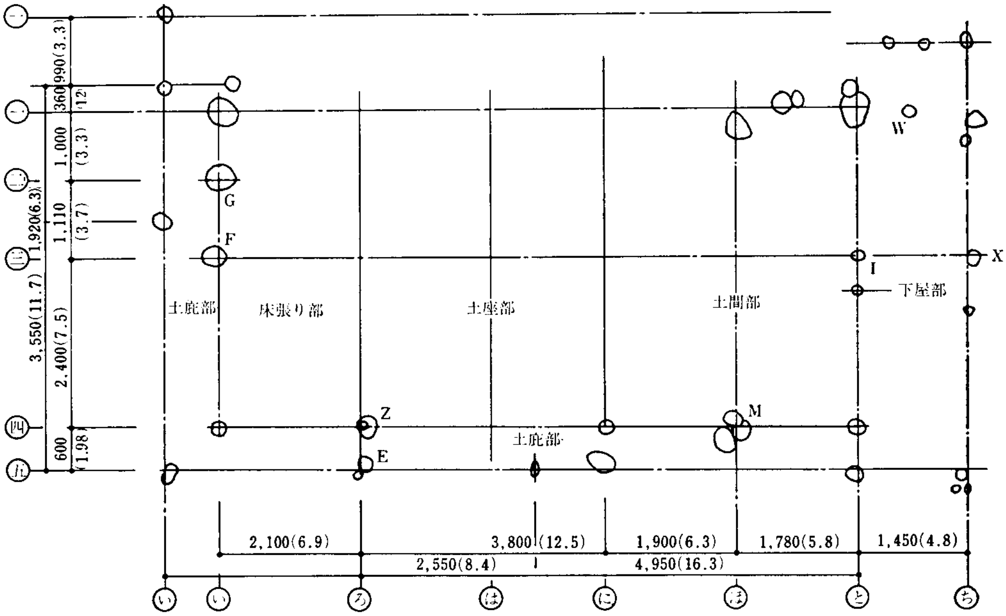

図1　神沢一夫氏宅間取り図

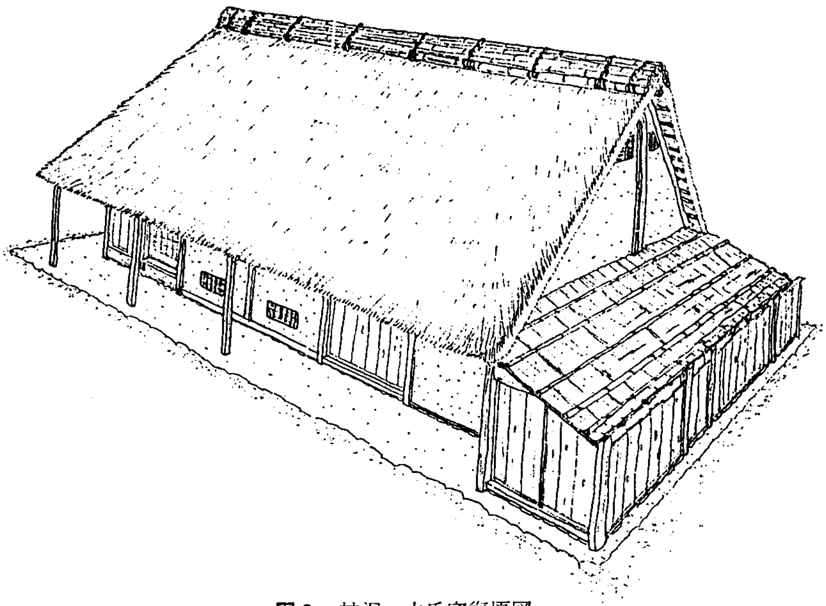

図2　神沢一夫氏宅復原図
五目牛南組遺跡1号屋敷跡旧主屋復原想定俯瞰

座敷は，客来のハレの儀礼に供すべくしつらえたものであり，さまざまな趣味的文化的生活が展開された。

この両住居間の変化は間取り等の住居様式だけでなく，発掘された種々の生活用具からも裏付けられる。

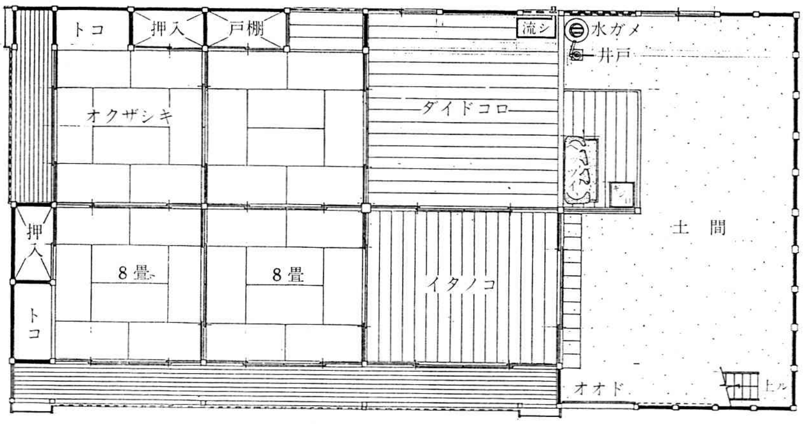

図3　菊池範氏宅間取図

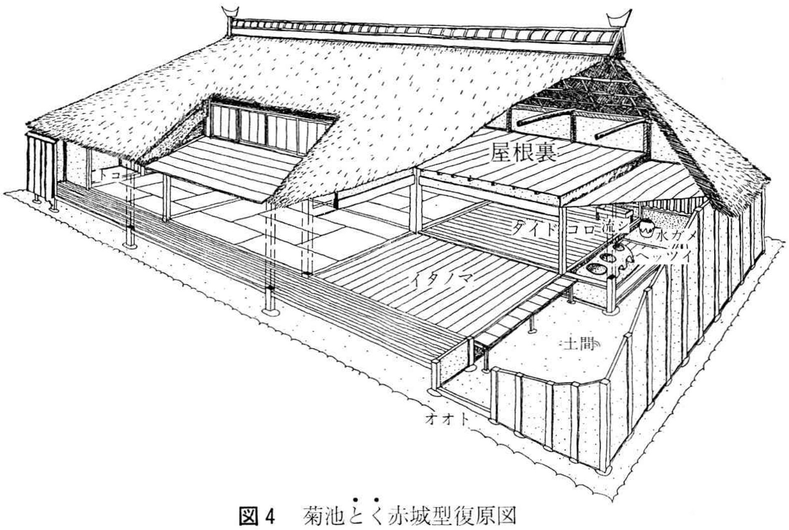

図4　菊池とく赤城型復原図
五目牛南組遺跡2号屋敷跡(旧菊池範宅)1号建物現況

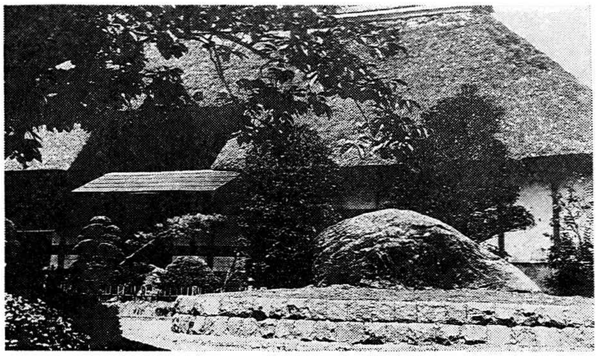

写真1　勧昌寺庫裏（旧菊池登久子宅）

神沢宅の出土遺物は17～18世紀のものが菊池宅より多いにもかかわらず，19世紀を含めると種類・総量においてはともに少ない。菊池宅のそれは，18世紀中後期のものに始まるが19世紀以降のものが過半を占め，種類・総量ともに神沢宅のそれを圧倒している。

両者間に認められる生活用具遺物の質量にわたる懸隔こそが，赤城型出現の背景にあった消費生活の一大変化を暗示しているとも考えられるのである。[4]

とりわけ，菊池宅跡出土の「宣徳年製」銘の染付磁器の鳥の餌入れ（2個）は，長崎から入った唐物であり，注目しなければならない。いまだ国内では他の発見例を聞かないという。発掘調査者の目下の鑑定では明代宣徳年間（1426～35）の景徳鎮の官窯製のものでないが，清代乾隆年間(1736～95)と推定される。わが国では19世紀に入ると，中国官窯の磁器が高価な珍物としてもてはやされていることは，文政13年（1830）の喜多村筠庭の「嬉遊笑覧」[5]からも読み取れる。この家の主人公は国定村の長岡忠次郎（俗称国定忠治）とゆかりの深い菊池とく[6]であり，往時江戸を中心に流行した飼鳥の趣味の持ち主であったのかもしれない。一種の趣味的消費生活の一端を示すものといえよう。

また，下|と大書された益子焼の徳利も出土しており，下|が菊池とくを示す家標であったことを考えれば，とくはわざわざ特別に注文して自家用の徳利を焼かせていたことになる。アイデアといい，それを実現する経済力といい，趣味的消費文化の域にあったと考えてよかろう。

ところで，菊池宅はいつ頃建てられたのであろうか。

菊池家は，とくが夫千代松の死後，弟清七にその家を譲り，分家独立して構えたといわれ，事実，現在の菊池家の先祖祭祀の源がとくと夫千代松になっている。とすると，菊池とくの赤城型の建造年次は，とくの分家の時点以降となる。

千代松が死んだのは弘化3年（1846）2月19日のことであり，とくが婚家を出て新宅を構えたのは当

写真2　菊池登久子像
茶碗・花生と火鉢・書籍の中央の調度品に注目したい。

写真3　「宣徳年製」銘入り染付磁器鳥の餌入れ

然これ以降となる。国定忠治が大戸で刑死した翌年の嘉永4年（1851），とくは玉村宿への出店を企図し，宿役人渡辺三右衛門と種々接触しているが，このとき五目牛の自宅へ客人数人を宿泊させて接待に努めていることからも[7]，当時は赤城型に住んでいたと思われる。すると，建築の時期は千代松死後間近と推測してもよかろう。

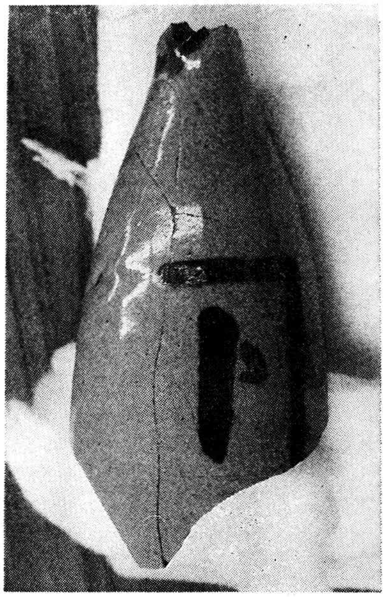

写真4　菊池とく特製の徳利

いっぽう，菊池とく家の経営の基礎となる家族構成，所持田畑等については，明治4年（1871）時の状況が明らかとなる[8]。

一　神葬祭　持反別壱町六反壱畝廿九歩

佐之吉 ㊞
四拾四才
母　とく
五拾六才
女子　みき
拾壱才

家内三人内　男壱人　女弐人

馬壱疋

夫千代松の死後，分家して群馬郡有馬村の実家から甥の佐之吉を養子に迎えて後嗣としたのであろう。しかし，孫娘みきの母，佐之吉の妻，とくにしてみれば嫁がおらず，単婚直系型の核家族のタイプではあるが，いささか変則の家族である。所持田畑は畑9反7畝24歩，田6反4畝5歩，村内上層と見做してよい。しかし，豪農の域にはなく，養蚕時に奉公人を賃傭する以外は家族労働による手作りの農業経営を行ったと考えられる。

それにしても，わずか3人の家族に比して前述の赤城型の民家は広すぎるのではなかろうか。従来は生産の視点から，養蚕の発展拡大のためと単純に説明され，納得してきた赤城型の出現であるが，どうも弗々と湧き起こってきた人々の衣食住の消費文化に対する欲求の社会的背景があったのではなかろうか。

2.　赤城型民家の時代と社会

(1)　赤城型民家の家族と農業経営

1　家相図の分析

赤城型に象徴される時代と社会について文献資料を使って明らかにすることは出来ないだろ

うか。近世地方文書を見直すことによってアプローチは可能となるのではないか。

ここ数年来のフィールドである赤城西南麓地域の原之郷村（現富士見村）を取り上げ分析を深めたい。

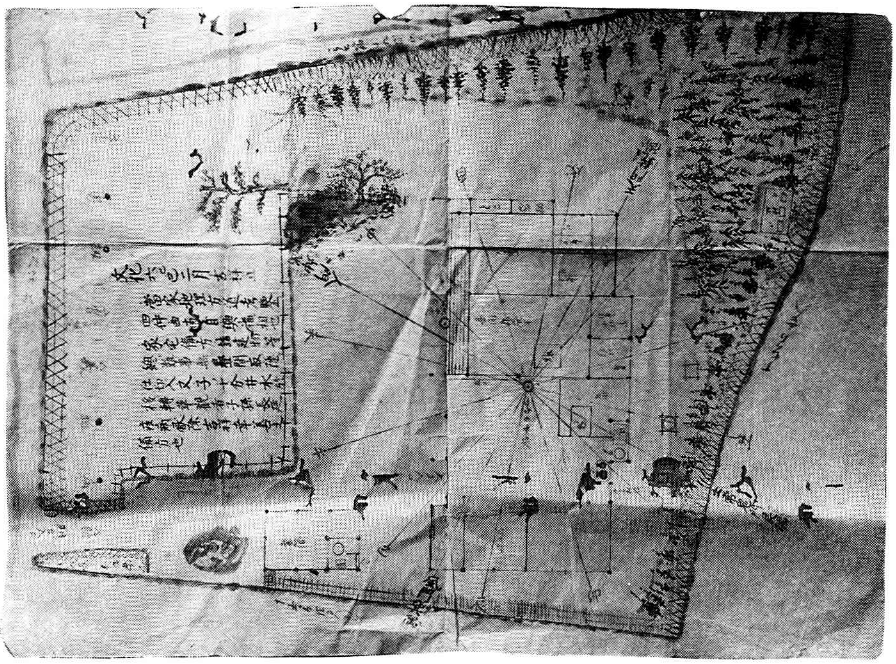

写真5　文化6年船津亀次家家相図

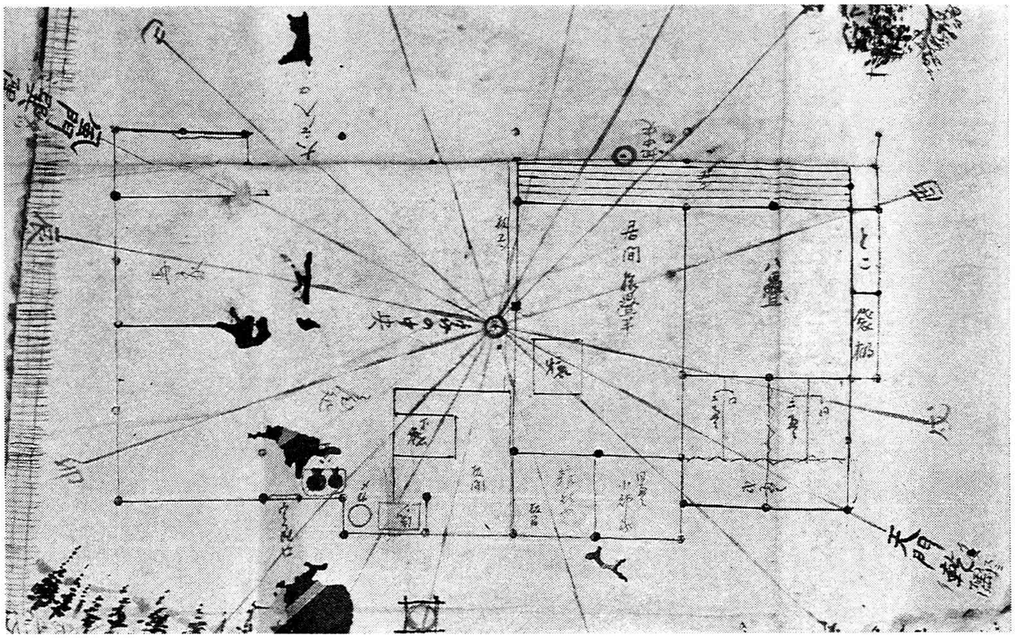

写真6　上記赤城型間取図（部分拡大）

屋敷図を描いたものに家相図がある。家相の吉凶に関心は深く，新築に際して占いが行われ，詳しい家相図がつくられた。稀ではあるが，近世地方文書の中から見出すことがあった。

偶々赤城西南麓の勢多郡富士見村原之郷の船津亀次氏宅で文化6年（1809）の家相図を発見した。家相図には屋敷地の規模，建築物の位置，間取りが克明に記されており，往時の住居を具体的に知る上で恰好の図像資料である。これを糸口に住居の実像と家族，経営，そして村落構造とのかかわりが分析可能となるのではないか。船津亀次家は，人別帳その他から18世紀後半から系譜が明らかとなる原之郷村の典型的小農である。

まずは家相図にもとづきながら，現当主船津亀次氏（明治43年生まれの81歳）の記憶談話を参考に，赤城型民家の構造について一具体事例を詳細に検証しておきたい。

船津家屋敷地は，南・西側が道に接し，南11間，西19間4尺，北17間1尺，東15間4尺を垣根その他で囲んでいる。入口は南側の東寄りに置かれ，建築物は主屋の母屋（赤城型）と雪隠からなっている。敷地内には他に庭と小祠が配せられ，開戸を入るとすぐのところに「新こやし」がある。

雪隠は，農具等を格納する簡単な物置きを兼ね備えた便所である。一家の生業・生活の機能は主屋の赤城型の母屋に結集していると見てよかろう。

玄関にあたる大戸を入ると広い土間がひろがる。すぐの右手に「湯殿」(風呂場)がある。内風呂の空間が用意され，釜つきの据風呂が置かれていたのであろう。

となりが「馬家」である。多くの小農が馬1頭を飼育しており，1頭分のそれが屋内の土間空間を占めたのである。その奥はオコンマヤと呼ばれる貯蔵空間である。オコンマヤの語意は馬家の奥が訛ったといわれ，ここには収穫した米，麦や自家製の味噌，醤油，漬け物が樽等で保存されたという。土間の突き当たりは「台処」である。大小2基の「竈」(カマド)と1個の「カメ」が置かれ，つづきに「流し」がある。「台処」の裏手に井戸があり，水廻りは配慮されている。土間と板の間の接点あたりに板の間を切って「下炉」がつくられている。自在鍵が梁からつるされた囲炉裏と考えてよい。調理と暖房の一部機能を果たしていたのであろう。なお，オコンマヤと「馬家」の分岐点あたりに階段が設けられ，2階部分があったという。

こうしてみると，広い土間は2階とともに養蚕時の主たる作業空間となったであろうが「馬屋」，「湯殿」，「台処」が分置され，生業空間のみならず，食・住の生活空間としての機能も定着していたと考えられるのである。

土間と囲炉裏の「下炉」，「流シ」で接する「板間」は，勝手のことで，食事空間である。

土間と床張り空間の境には「板エン」があり，障子で仕切られた10畳半の「居間」がひろがる。ネコという莚状のものが敷かれていたといわれ，板の間寄りにもうひとつの「炉」が切られている。これは「下炉」(囲炉裏)と異なり，自在鍵の形式はとらず，コタツになっていったものであろう。「居間」は家族の日常生活の場であったろう。その奥に「雑部や」と「小部家」

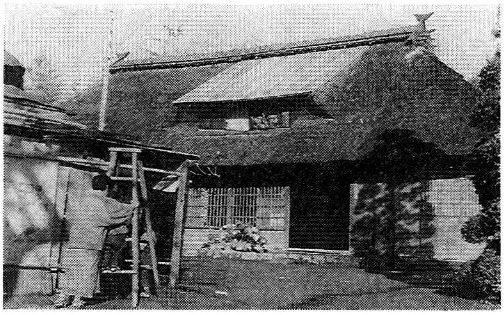

写真7　1960年代の船津亀次家

表1　原之郷村の戸数・人口

年（西暦）	A 戸数1)	B 人口2)	C/A 一戸当り 労働力 人口	C 労働力 人口3)	B/A 一戸当り 人数
元禄15（1702）	155(66)	954（178） 男子499(90)　女子455(88)	—	—	6.15
元文元（1736）	206(23)	1,003（49） 536(31)　467(18)	—	—	4.87
寛政4（1792）	250(1)	1,089（3） 591(2)　498(1)	2.84	710	4.36
文化4（1807）	250(1)	1,000（3） 513(3)　487	2.52	630	4.0
文化12（1815）	233(1)	1,002（1） 489(1)　513	2.49	581	4.30
天保10（1839）	213	764 375　389	2.32	495	3.59
弘化4（1847）	209	802 397　405	2.48	519	3.84
嘉永2（1849）	211	831 407　424	2.46	519	3.94
安政5（1858）	207	877 422　455	2.45	508	4.24
慶応3（1867）	212	882 436　446	2.5	530	4.16

1)（　）内は下人抱家。2)（　）内は下人。　3) 15歳〜60歳人口。

元禄15年「前橋領中通リ原之郷午ノ五人組御改帳」，元文元年「前橋領中通原之郷辰之年五人組御改帳」，寛政4年「上野国勢多郡中通原之郷五人組御改附寺社人別帳」，文化4年「上州勢多郡中通原之郷五人組御改附リ寺社人別帳」，文化12年「上州勢多郡中通原之郷五人組御改附寺社人別帳」，天保10年「上州勢田郡中通原之郷宗門人別御改帳」，弘化4年「上州勢多郡原之郷人別御改帳」，嘉永2年「中通原之郷五人組御改寺社人別帳」，安政5年「上州国勢多郡原之郷人別御改帳」，慶応3年「中通原之郷五人組御改寺社人別帳」，より作成。

表2　原之郷村の村高・反別

年	高	田方反別	畑方反別	田畑総計	畑方占有率
元禄15	624石9 *	35町7反2畝7歩	54町4反9畝15歩	90町2反1畝22歩	60.4%
寛政3	839　474	35　7　2　17	114　4　6　25	150　1　9　12	76.2
弘化4	839　474	35　7　2　17	114　4　6　25	150　1　9　12	76.2

*他に新田高 215石5斗7升4合，反別畑 60町1反6畝17歩あり。
各年「年貢割付状」より作成。

があった。ここは納戸の通路にも当たり，また生活用具の置き場所でもあったという。「小部家」にはふすまを隔てて居間に向かって仏壇が置かれていた。居間からふすまをあけて仏壇を拝し，先祖を祭ったのである。その上方には細長く神棚が横に連ねられてあった。仏壇・神棚の設置は墓碑と並んで小農の「家」意識を彼らの住居の上で明確にしたものである。

「小部家」の奥に納戸があり，蒲団等がおかれ，寝部屋ともなった。

「居間」と帯戸を隔て8畳の奥座敷がしつらえられた。この空間は常時畳が敷かれ，奥には「とこ」の間と袋棚が付置され，奇麗な釣天井が張られた。まさに客間ともいうべきであろう。廊下にあたる「エン」側とは障子をもって仕切りをつくっている。赤城型中最もハレがましい空間であり，生活空間とはいえ文人趣味的消費の香の漂う別世界であったとも考えられる。

船津家の現在は家相図のそれではない。面影はわずかに屋敷内の庭にのこるだけである。ただ，取り壊し前に撮った一葉の写真が赤城型を証明してくれる。屋根の切り落としが逆に屋根から突き出すようになっているのは，昭和初期雨漏りのための改修をなせるためであると，現当主亀次氏は語ってくれた。

さて，文化6年，このような赤城型の民家を建てた船津亀次家はどのような小農であったのか。また属する近世村原之郷はいかなる村落であったのか。そしてまた，時代と社会は。

表3　原之郷村の村落構造と船津亀次・伝次平家

		寛政4年	文化4年	文化12年	嘉永2年	慶応3年
保有反別	0～1反	51	42	29	14	14
	1～2	28	33	30	22	26
	2～3	21	20	18	26	25
	3～4	29	28	20	19	22
	4～5	13	19	21	19	21
	5～6	17	17△	21△	21	20
	6～7	22	24	24	22	15
	7～8	13	11	15	12	15
	8～9	11	14	14	10	10
	9～10	8△▲	7	7	12△▲	12△
	10～15	19	21	19	24	19▲
	15～20	9	8▲	10▲	7	12
	20～30	7	5	4	2	1
	30～	2	1	1	1	0
	小　計	250	250	233	211	212
労働力人口（15～60歳）	0　人	7	10	9	17	24
	1	25	37	37	35	27
	2	75	80▲	72△▲	64	54△
	3	73	74△	71	44△▲	48▲
	4	44△▲	34	33	33	49
	5	20	14	8	16	5
	6	4	1	2	1	4
	7	1	0	1	1	1
	8	1	0	0	0	0
	小　計	250	250	233	211	212
馬	0　匹	129	116	98	119	122△
	1	121△▲	133△▲	134△▲	92△▲	90▲
	2	0	1	1		
	小　計	250	250	233	211	212

△船津亀次　▲船津伝次平

1）（　）内は下人抱家。 2）（　） 内は下人。 3）15歳～60歳人口。

元禄15年「前橋領中通り原之郷午ノ五人組御改帳」，元文元年「前橋領中通原之郷辰之年五人組御改帳」，寛政4年「上野国勢多郡中通原之郷五人組御改附寺社人別帳」，文化4年「上州勢多郡中通原之郷五人組御改附リ寺社人別帳」，文化12年「上州勢多郡中通原之郷五人組御改附寺社人別帳」，天保10年「上州勢田郡中通原之郷宗門人別御改帳」，弘化4年「上州勢多郡原之郷人別御改帳」，嘉永2年「中通原之郷五人組御改寺社人別帳」，安政5年「上州国勢多郡原之郷人別御改帳」，慶応3年「中通原之郷五人組御改寺社人別帳」，より作成。

2　赤城型民家の家族と経営

すでに，上野国勢多郡原之郷村については詳しく分析を試みたことがある。村落構造ともいうべき家の状況の推移が大略ではあるが明らかになる。「五人組御改寺社人別帳」や「宗門改人別帳」を使っての戸数，人口，家族構成，所持田畑，馬の有無等を知ることである。わずかの年数であるので不十分さは免れ難いが，赤城型民家の時代の小農のあり方の基本は明らかになる。

船津亀次家について第4表にまとめてみた。家族構成は労働力を分析するうえで基礎的数字であり，所持田畑，馬の有無はそれに関連して経営の実態を占う主要なデータである。

表4　船津亀次家の経営規模

年（西暦）	家族構成	田	畑	田畑計	馬
寛政4(1792)	家主42 女房29 男子5 弟34 弟女房23	2反6畝26歩	6反7畝5歩	9反4畝　歩	1
文化4(1807)	家主57 女房44 男子20	1　6　26	3　7　4	5　4	1
文化12(1815)	家主28 父65 女房24 女子4	1　6　26	3　7　4	5　4	1
嘉永2(1849)	家主63 女房58 男子23 女子28 女子11	2　6　21	7	9　6　21	1
慶応3(1867)	家主58 女房45 女子6	2　6　21	7	9　6　21	0

寛政4年「上野国勢多郡中通原之郷五人組御改附寺社人別帳」，文化4年「上州勢多郡原之郷五人組御改附り寺社人別帳」，文化12年「上州勢多郡中通原之郷五人組御改附寺社人別帳」，嘉永2年「中通原之郷五人組御改寺社人別帳」，慶応3年「中通原之郷五人組御改寺社人別帳」より作成。

寛政4年(1792)の家主は重郎兵衛(42歳)女房29歳と5歳の男子，それに弟松之助夫婦が同居している。5歳の幼児を除けば働き盛りの2夫婦の構成である。所持田畑は田2反6畝26歩，畑6反7畝5歩，それに馬1頭である。実に効率のよい労働力をもって約7対3で畑方優位の9反4畝余の耕地を手作りで経営する。多分養蚕を主力とする市場経済に結びついた商業的農業を行っていたのであろう。間もなく弟(重太夫と改名)夫婦は4反1歩をもって分家独立する。

かの赤城型を建てた文化6年の2年前の同4年の重郎兵衛の状況は次のようである。[9]

家主5人組頭

一　重郎兵衛　㊞　歳五拾七

女房　　歳四拾四

重郎兵衛男子
弥三郎　　歳弐拾

　　男弐人　私一家分
〆三人
　　女壱人　　　重郎兵衛　㊞

田畑合五反四畝歩所持仕候

　壱反六畝弐拾六歩　　田
内
　三反七畝四歩　　畑

馬壱疋

ちなみに弟重太夫は次のようである。

家主大工

一　重太夫　㊞　歳四拾九

女房　　　　歳三拾八

〆弐人内 男壱人 女壱人

田畑合四反壱歩所持仕候

内 壱反歩　田
　 三反壱歩　畑

馬所持不仕候

重郎兵衛は重太夫と改名した弟に4反1歩を譲り，分割相続させたため，所持田畑は5反4畝に減少した。この2年後家相図の赤城型家屋を新築したのである。弟が大工であることがどの程度の影響力を持ったかは，ひとつ不明である。

また，亀次家の村落内部での位置づけは表3に明らかである。中あるいは上の下である。

いずれにせよ，核家族型の少人数の家族労働で5反から9反の田畑を経営する小農が，かの家相図の赤城型農家を建てて住んだのである。

原之郷村の村落構造の推移の中から赤城型家屋が出現してくる背景を捉えることが必要である。

すでに述べたことでもあるが，18世紀後半から19世紀初頭にかけて，村落内部に大きな変化があった。それは戸数の増加と家族数の減少である。17世紀は大勢を占め，18世紀初頭までは確認できる複合大家族が分家や下人の独立によって消滅し，代わって単婚直系型の家族が主流となった。19世紀には少産少子の核家族化が鮮明になってくる。こうした単婚直系型の核家族に近い構成が決定的となる19世紀初頭に船津亀次家は，赤城型家屋を新築したのである。

一般論で考えれば，家族数が減少し，核家族化する中に，なぜに大がかりにして間取りも多様な赤城型を選択し，建築したのであろうか。もちろん，金になる効率のよい養蚕・生糸業がその背景にあったことは確かであろう。しかし，それでは単純すぎる理解ではなかろうか。小農を捉えてやまない生活意欲がこの時代の底流に貫徹していたのである。

(2)　赤城型民家と消費文化

赤城型の出現は単に養蚕・生糸業による生産面の要求によってもたらされたものではなかった。そこには養蚕を主力に成長を遂げてきた小農の消費への欲求の実現というきわめて現実的な時代の趨勢があった。生産と消費を一体化して生活として向上を図ろうとする小農の汗の結晶のひとつが赤城型民家ということにもなる。

この消費への欲求と実現の具体例を原之郷村の船津伝次平家を通して実証してみたい。伝次平家は亀次家と同族であり，居住するエリアも原西という郭輪（くるわ）である。伝次平家には入札名主

を行ったため若干の村方文書も保存され，またそれ以上に私文書も豊富である。すでに取り上げたこともあるが[10]，「家財蔵時記」という３代・４代の伝次平がメモした一種の家計簿がのこされている。これを軸に私文書の世界に分け入って消費の実態を垣間見ることにする。

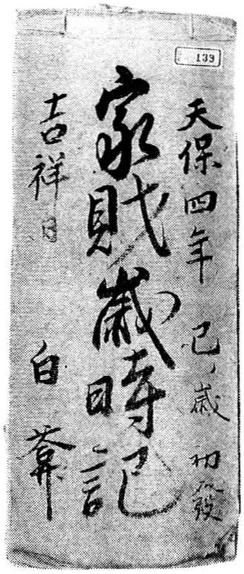

写真８　家財蔵時記表紙

１　普　請

小農の消費を考えるにあたり，費用も人手もかかるのが普請である。赤城型民家に代表される家屋敷の建築は，生業・生活・消費すべてを充足させようとする大がかりな普請であった。その他土蔵等の付属物の建築も盛んに行われるようになってくる。それにしても小農にとって恒常的に実現出来るものではなく，必要に応じて数年ごとにしか実現できなかったろう。

ところで船津伝次平家の家屋は赤城型であったのだろうか。現在のそれは大正年間建築の養蚕用家屋である。以前の建物を写した写真二葉が保存されており，赤城型であったことが立証された。大きな藁屋根の一部が切り落とされ，２階部分の開口となる，赤城型の特色をそなえている。しかも，入口の右手に土蔵，赤城型の母屋に隣してもう１屋建っている。伝次平家の家屋敷は相当，機能的にして充実した配置をしていたことがわかるのである。

文献から普請をみていくことにしよう。船津伝次平家文書から普請に関するものを拾い，一覧してみた。文政６年（1823）から万延元年（1860）まで７回，新築・改修等の普請を行った。

文政13年（1830）の新宅普請は，３代の兄嘉伝次が分家したときのもので費用は36両余に達し，助人の延人数に154人を加えれば，船津家にとって大工事であったと思われる。他は土蔵普請・補修，母屋の屋根替等である。家族が生活する日常的場としての住居に対する関心が相当高かったことを示しているともいえよう。こうした基礎的生活条件を充たしたところから，今度はさまざまな生活用具の購入が始まる。

表５　船津伝次平家と普請

年　（西暦）	普　請	費　　用
文政６（1823）	移徙	２両３分700文
〃 13（1830）	新宅普請	36両３朱３〆409文
天保11（1840）	土蔵屋根替	１両
弘化２（1845）	庇普請	４両１朱
〃 ４（1847）	萱替	８両３分３朱
嘉永３（1850）	土蔵屋根替	２両１朱
万延元（1860）	土蔵普請	15両１分１朱100文

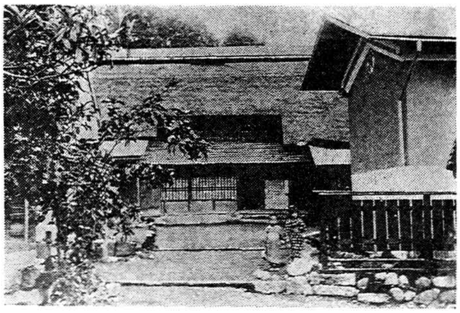

写真９　船津伝次平家赤城型

表6　食器類の購入

年　（西暦）	品　　目	値　　段
天保13（1842）	茶　碗	1朱200文
〃	雪　平	372文
14（1843）	茶　碗　10	450文
15（1844）	〃　5	650文
弘化2（1845）	太良椀	140文
〃	吸物椀　10	1〆100文
〃	箱　膳	300文
〃	箱膳小	272文
4（1847）	椀　10人	1分
〃	茶　碗　5	300文
〃	梅干平　10	1分2朱
〃	手　塩　10	200文
嘉永元（1848）	角　皿　5	2朱 50文
〃	雪　平	700文
〃	手塩皿　10	370文
2（1849）	茶　碗　10	550文
〃	水　鉢	372文
〃	高茶台	300文
3（1850）	菓子壺	124文
安政3（1856）	吸物椀　10	1分
4（1857）	茶　碗　10	300文
5（1858）	茶碗久スト	53文
〃	茶　碗　4	100文
〃	汁　椀　5	350文
〃	茶漬茶椀　5	604文
〃	ユキヒラ	750文
文久元（1861）	茶　碗　15	562文
2（1862）	三ツ重鉢	500文
3（1863）	片　口	136文
〃	二ツ取	1分2朱100文
〃	クロ椀　10	3分3朱
元治元（1864）	茶　碗　15	1〆148文
〃	弁当箱上	500文
〃	〃　下	264文

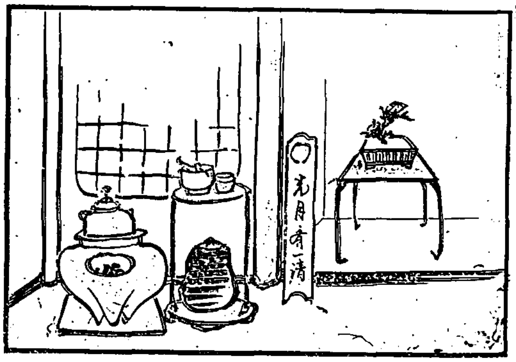

図5　茶器と床の間　「俊才雅集」所載

表7　鉄瓶・土瓶

年　（西暦）	品　目	値　段
天保12（1841）	鉄　瓶	650文
嘉永元（1848）	土瓶白ヤキ	250文
2（1849）	鉄　瓶	1分100文
7（1854）	〃	2朱300文
安政4（1857）	土　瓶2	329文
5（1858）	土ビン	124文
〃	〃	220文
〃	土　瓶	108文
文久元（1861）	〃	300文
文久3（1863）	〃　2	364文
元治元（1864）	〃　2	200文

表8　茶の購入

年　（西暦）	金　　額
嘉永2（1849）	1〆　500文
3（1850）	800文
4（1851）	900文
5（1852）	1〆　400文
6（1853）	1〆　400文
7（1854）	1〆　100文
安政2（1855）	1〆　248文
3（1856）	1〆　200文
4（1857）	1〆　300文
5（1858）	記載ナシ

表9　飲酒

年　（西暦）	品　　目	値　　段
安政5（1858）	徳　利	64文
万延元（1860）	盃　2	80文
元（1860）	酒屋払	3両2分3朱
文久元（1861）	酒　代	2　2
2（1862）	四升入徳利	864文
2（1862）	諸品払	5
3（1863）	酒払（カス共）	4　3　1
元治元（1864）	酒屋（カス共）	4　3　1

2 食　器

食器類の購入を年次順に一覧表にまとめてみた。多種類にして多量であることに驚かされる。茶碗は消耗品と見做されているのか，常時買っている。これに吸物椀，汁椀，クロ椀類の椀類が加わり，皿や鉢，雪平，片口等補助的食器も目につく。何よりもこの豊富な食器は小農食文化を多彩なものにしたことを示しているのではないか。箱膳，コンロの普及と併せ考えれば，田の字型の間取りを利用した小鍋立の食事も可能となる。当然家族日常の食事から非日常のハレの食事までを包含した食器類の調達が行われていたことも確かである。

同時に喫茶の習慣も定着している。茶碗と急須，鉄瓶，土瓶の購入である。動かし難い証拠は茶そのものをかなりの代価を支払って買っていることである。

3代伝次平は午麦の俳号をもつ俳人でもあった。彼が「化そうにしろき大根や冬の月」の一句を寄せた天保8年（1837）の「俊才雅集」には上州の多くの文人雅人が思い思いに趣味人であることを主張している。中に茶の湯らしき図像も散見され，この時期の喫茶の風の高まりも伝わってくる。（図5参照）

3 飲　酒

酒を買って飲む風も4代の老農伝次平になると顕著にあらわれてくる。徳利，盃を買っていること。4升入の徳利は保存用か，それにしても酒屋への支払いは小農家族にしては巨額ではなかろうか。酒好きの伝承もあるが，一見厳格にして倹約家を想像する老農伝次平の酒の消費である。支払い先が酒屋（小売）であったのか，居酒屋であったのか，不明である。往時，居酒屋が村落内にもできており，一概に否定はできない。

4 「火」の分離―煮炊・暖房・灯り―

旧来の1間取りの家屋では，土間の囲炉裏が煮炊・暖房・灯りの「火」の三機能を果たしていたといわれる。赤城型ではこれら三機能が分化していったことが「家財歳時記」の支出メモから裏付けられる。

炊飯の釜類，メシツギ，うどんやそばその他の調理に用いた各種鍋類から煮炊の調理が独立した台所で行われたことが明らかになる。食空間は台所，勝手として伝統的火の源としての囲炉裏を中心に一家の中核に位置した。

炬燵類，火鉢類，そして炭の買い入れはいかに理解したらよいか。炬燵は居間の掘り炬燵，玉子燵は持ち運び便利な小型の炬燵であろうか。火鉢は持ち運びが自在であったから赤城型の田の字型間取りの各室用の暖房具であろう。特に客間の奥座敷は床の間飾りもあり，冬季（農閑期）文人修業にいそしむ小農が著名書家文人の掛軸を背景に机に向かい，手をあぶりながら一句を苦吟する光景は，肖像等の文人画の画像資料にも散見される。もとより，炭はその燃料である。

いまひとつ注目すべき火の変化は，風呂である。「家財歳時記」には，燗風呂，居風呂板，風呂釜が代価をもって購入されている。赤城型の大戸を入ってすぐの「湯殿」に，居風呂が置

表10　煮炊

年　(西暦)	品　名	値　段
天保13 (1842)	メシツギ2	700文
〃 14 (1843)	コンロ	200文
嘉永元 (1848)	鍋	524文
〃 6 (1853)	大釜と大鍋	1分　248文
安政4 (1857)	平　鍋	172文
万延元 (1860)	大　釜	2分　200文
文久元 (1861)	小鍋つる共	168文
〃 2 (1862)	四升タキ釜	1分1朱 48文
〃 3 (1863)	銅　鍋	1分3朱

表11　暖房具

年　(西暦)	品　目	値　段
弘化4 (1846)	玉子燵	300文
〃	炬燵櫓	550文
〃	〃 石切	500文
〃	火　鉢	1分　600文
安政5 (1858)	ヒトリ	148文
文久2 (1862)	鉄火鉢	1分2朱
安政5 (1858)	俵炭13	
文久3 (1863)	すみ2俵	2朱100文

表12　風呂

年　(西暦)	品　目	値　段
嘉永元 (1848)	烱風呂	300文
〃 6 (1853)	居風呂板	1分
文久2 (1862)	風呂釜	1分648文

表13　照明具

年　(西暦)	品　目	値　段
弘化4 (1847)	燭　台	132文
嘉永元 (1848)	行　灯	350文
〃	提　灯 (真鍮)	400文
文久2 (1862)	火ともしカンテラ	328文
〃	油　樽	272文

表14　水油の購入

年　(西暦)	代　金	年　(西暦)	代　金
嘉永2 (1849)	2〆400文	安政4 (1857)	7〆200文
〃 3 (1850)	4〆500文	〃 5 (1858)	8〆400文
〃 6 (1853)	3〆400文	万延元 (1860)	6〆　文
〃 7 (1854)	3〆700文	文久元 (1861)	7〆200文
安政2 (1855)	4〆300文	元治元 (1864)	1両1分
〃 3 (1856)	6〆800文		

かれていたのであろう。

赤城型は夜なべを前提とした家屋である。土間のみならず，田の字型の間取りを取り払っての大作業空間，これに2階も加わる。この夜の闇を明るく照らし出したのが，灯りの道具である。燭台，行灯，提灯，カンテラが買い入れられている。それにまして夜の明かるさを証明するのが水油の購入である。毎年1両余を充当している。これは夜なべだけでなく，小農の読書が影響していると考えられる。往時は読み書き算用の基礎学習から俳諧，和歌，漢学の学問に至るまで小農の文字文化の学習意欲は高く，夜間の学習が水油を費やした灯りの下で行われていたのであろう。ちなみに船津伝次平家の3代・4代は手習塾を経営し，自らも百姓文人の自覚を持っていた。

5　豊富な衣装と蚊屋・夜具・蒲団

まずは「家財歳時記」の衣装関係の品目を一覧してみた。単純な衣から装身具までなかなか

表15　船津伝次平家　衣関係の支出

年　(西暦)	品　目	金　額	年　(西暦)	品　目	金　額
天保13(1842)	袢	2分　200文	安政3(1856)	*繻子帯	1両3分
15(1844)	蚊屋	1両　600	〃	*蒲団	1　2朱
嘉永元(1848)	市帯	1　650	〃	*繻絆	銀49匁5分
2(1849)	夜着	1　2朱	〃	*合羽	46匁
〃	反物帯切之類	3　2　533	〃	*上帯	24匁
3(1850)	簪	2　300	〃	*櫛	7匁5分
〃	銭巾着	372	〃	*中指櫛	30匁
〃	反物切之類	1　1　400	〃	*笄	6匁
4(1851)	麻布	1　500	〃	*風呂敷	6匁2分
〃	小倉帯	600	〃	*雪踏	8匁
〃	ヤナ川1反	2　300	〃	*傘	8匁5分
〃	サラシ1反	銀7匁3分	〃	*耳盥	7匁5分
〃	切之類	1分	〃	柳川紬	1分3朱
5(1852)	簪中差	1　400	万延元(1860)	万切之類	2両3分1朱　259文
〃	越後縮	1　600	文久2(1862)	カウヤ払	1　2　1　100
〃	諸切ノ類	2　2朱　300	3(1863)	かうや	2　2　2
6(1853)	蚊屋	1　1	〃	ちゝみ	1　1
〃	帯2筋	1　2	〃	〃	銀13匁5分
7(1854)	帯	1　2　370	〃	白縮緬	1分1朱
安政2(1855)	越後縮1反	1	〃	〃	2
〃	同麻1反	1　400	元治元(1864)	かうや	1　2
〃	諸切之類	6〆650	〃	〃	3　1
3(1856)	紙入	1　2　148	〃	〃	1〆300
〃	帯	1〆200	〃	縮	2　1　194
〃	麻布1反	1　700	計		約37両
〃	万切之類	8〆300			

*は，かうの嫁入り道具の一部。
「家財歳時記」より作成。

多彩である。安政3年（1856）の3代の娘かうの嫁入り道具の一部も明らかになる。今も昔も嫁入り支度の大変さが窺われよう。絹物を禁止されているにもかかわらず，縮や縮緬，紬の類が購入され小農の衣生活の実際が禁令のなしくずしの中にあったことを示している。いうならば，晴着と普段着が峻別されるようになり，年中行事や通過儀礼の折り目や参詣・湯治・見物の旅といったハレと装う行為が一体となっていったことを指摘できる。

ちなみに伝次平家の通過儀礼の贈答記録も豊富であり，毎年のように誕生，1歳，3歳，5歳，参宮，結婚，法事，葬儀の儀礼が繰り返されている。余暇の旅にしても伊香保，草津の入湯，根本・迦葉山の参詣の近場から日光，秩父，善光寺，江戸，大山，富士山，伊勢と頻繁に出歩いているのである。

銭巾着，簪，櫛，笄等の装身具の小物は御禁制の奢侈品にあたるのか。

また，1両以上もする高価な蚊屋や夜着，蒲団が購われている。夏の暑さと蚊の対策に原始的な蚊遣りの方法がすたれ，金はかかるが快適な蚊屋が用いられるようになったのであろう。

同様に，冬の寒さに対しても畳に蒲団を敷いて夜着をかけて暖かく眠るというぜいたくさが，一部であろうが実現したのである。

6　収納家具

多種にして多量な生活用具が赤城型民家での生活に不可欠となった以上，これらをハレとケ，四季折々に応じて利用するためには，収納する家具がなくてはならなかったであろう。前述したように赤城型には「小部屋」，「雑部や」，「納戸」，「勝手」，「居間」といったそれらを置くスペースが用意されていた。

船津家では1両を上回る箪笥を2台と2両3朱にもなる大戸棚を購入している。

表16　蚊屋・蒲団・夜着

年(西暦)	品　名	値　段
天保15(1844)	蚊　屋	1両
嘉永2(1849)	夜　着	1両2朱
〃　6(1853)	蚊　屋	1両1分
安政3(1856)	蒲　団	1分2朱

表17　収納家具

年(西暦)	品　名	値　段
天保11(1840)	箪　笥	1両2分
嘉永2(1849)	本箪笥	472文
〃　3(1850)	箪　笥	1両
文久2(1862)	大戸棚	2両3朱

7　室内調度

赤城型が単なる生業のための作業場でなかったことは室内調度のぜいたくさにあらわされている。

田の字型を部屋に仕切る帯戸，障子，ふすま，屏風，唐紙。仕切られた部屋に敷く畳（ヘリ付），蓆。これらにはさまざまな装飾やデザインがほどこされたであろう。こうした意味で赤城型の室内調度の結晶は奥座敷であったろう。

写真10　百姓文人の肖像
背景の文箱・筆等文房具に注目

表18　屋内調度

年　(西暦)	品　　名	値　段
弘化2(1845)	畳5枚	1〆500文
〃	障子8本	2分200文
弘化4(1847)	蓆　6丈	1分319文
〃	〃　ヘリ	2朱127文
〃	障子　4本	1分400文
〃	カラカミ骨2	400文
〃	唐紙ノ画4マイ	600文
〃	畳ウラ6丈	2分100文
〃	障子ヒラキ	300文
〃	帯戸拵代4本	2分500文
嘉永元(1848)	畳　4丈	2分
2(1849)	〃　11枚	1分2朱636文
5(1852)	六枚屏風骨	2朱
安政3(1856)	蓆　4枚	1〆200文
万延元(1860)	薄縁(ベリ)	1〆400文
文久元(1861)	東ノ障子　2本	800文
3(1863)	畳　8丈	2分400文
〃	〃　ヘリ	680文
〃	〃　拵料	2分程
〃	掛物コシラヒ料2品	

表19　船津伝次平家の文化費

年	摘　　要	金　銀　銭	年	摘　　要	金　録　銭
天保12	机	660文	万延元	付　合　集	400文
13	机	372		本朝三字経	124
14	本　2　品	650		無　幻　手　本	2朱
嘉永元	文　　庫	316		コ　ン　パ　ッ	2
2	本	2分　700		曲　尺　中　物	224
	本　簞　笥	472		曲　尺　小　物	80
	将　棋　盤	2朱　200		洋　算　用　法	3匁5分
3	本　　求	2　500	文久元	書　物　12　品	2両　1朱　390文
5	十　露　盤	2		数理神篇4巻	2分3
	書　物　箱	2　300	2	書　物　9　品	3　1　1〆100
6	本　品　々	2　1〆300		板井先生への免許料	1　1
安政4	卓　　磹	360		俳諧追善散紙料	1
	集　料　瀾　堂	2		墨　　汁	700
	尚古仮字格	2		本　　箱	1　1　1
	詞の八ちまた	2　100	3	書　13　品	5　200
	四　　書	300		摺物イロハイケン	1　3
	書　経　余　師	2匁		納税早見刻料	4　2　2　3匁
	硯　蓋　付	2　1匁		紙　　代	3
	大　筆　中　筆	7匁5分		ツヅクリ料100部	2
	墨	3匁	元治元	諸　書　物　7　品	1　3　2〆150
5	甘　草　集	300		スリモノ料	800
	筆朴料　折手本10本	100疋		〃　残り	3
	無満焼失見舞	2　348		高崎板木やへ	1　300
万延元	竹　ノ　曲　尺	148		同上　作　料	1　412
	四書　白本・うたひ本	648		無　満　翁　香　奠	1〆600
	梅　沢　千　字　文	148			

「家財歳時記」より作成。

へり付の8畳畳が敷かれ，正面に床間飾り，江戸文人の書いた掛軸が下がっている。また茶器や生花が飾られている。障子やふすま，屏風，唐紙等は装飾・デザインに凝ったものである。茶会や文人の一座の交流の場にもなったであろう。いわば赤城型民家の文字文化の占拠した空間とも呼ぶべきか。

伝次平家の文化費ともいうべき支出を「家財歳時記」から拾っておいた。机，文庫，十露盤，硯，筆，コンパッ等多彩な文房具類の購入である。これ以外に想像を上回る書籍の購入がある。106件，109点，冊数に換算するとこの数倍に達する。金額に換算するとおおよそ20両余である。文字文化は赤城型民家にどっかと腰を落ち着けた感がする。

8　小農船津伝次平家

以上のような消費生活を送った伝次平家はどのような小農であったのか。このことについてはすでに詳しく述べたことがある。ここでは本稿の趣旨に沿って理解を深めるために概略をのみまとめておきたい。

表20　船津伝次平家の経営規模

年（西暦）	田　方	畑　方	小　計	家　族
安永9(1780)	1反 7畝11歩	7反 6畝19歩	9反 4畝	
寛政4(1792)	3 4 22	6	9 4 22歩	家主(55) 女房(42) 長男(25) 次男(18) 長女(12) 馬1
7(1795)	1 8 18	7 6 9	9 4 27	
9(1797)	3 12	8 5 9	1町 1 5 21	
文化4(1807)	4 4 22	1町 1	1 5 4 22	家主(28) 女房(25) 長男(2) 長女(5) 馬1
12(1815)	4 4 20	1 1	1 5 4 20	家主(36) 女房(33) 長男(10) 次男(6) 馬1
天保10(1839)	1 1 24	1 4 25	1 1 6 19	家主(28)* 父(58) 母(57) 女房(30) 長男(6) 長女(2) 馬1
嘉永2(1849)	1 24	8 8 8	9 9 2	家主(40)* 父(70) 女房(43) 長男(17) 次男(9) 長女(14) 馬1
3(1850)	1 1 24	1 5 1	1 6 2 24	
慶応3(1867)	1 9	8 7 14	1 6 14	家主(35)** 母(58) 女房(32) 長男(11) 次男(6) 三男(2) 馬1

* 三代伝次平，** 四代伝次平

安永9年「原之郷村西原組名集帳」，寛政4年「上野国勢多郡中通原之郡五人組御改附寺社人別帳」，寛政7年「中通原之郷田畑地高名集帳」，文化4年「上州勢多郡原之郷五人組御改附り寺社人別帳」，文化12年「上州勢多郡中通原之郷五人組御改附寺社人別帳」，天保10年「上州勢田郡中通原之郷宗門人別御改帳」，天保10年「田畑反別并代高帳伝二平」，嘉永2年「中通原之郷五人組御改寺社人別帳」，嘉永3年「田畑反別并代高帳」，慶応3年「中通原之郷五人組御改寺社人別帳」より作成。

伝次平家の経営を知るためには，その規模を把握しておかねばならない。前の亀次家同様に判明する年次を表20にしてみた。

伝次平家は，畑7田3比率の1町前後を夫婦と子ども，あるいはこれに父母を加えた家族の労働で経営する小農である。伝次平家は，中世的土豪のもつ伝統的特権を有しない分家の出であり，また村役人になるがこれも入札任期制の名主であり，いわゆる豪農ではない。経営も手作りを主体とし，養蚕時に季節奉公人を臨時に雇傭する他は家族労働で乗り切っている。

こうした伝次平家の小農経営の理念は3代ののこした家訓に明白である。

一　金貸しと商売はなすべからず

一　終り疑わしきものは決して着手すべからず

一　田畑は多く所有すべからず，又多く作るべからず

一　農家は雇人二名，馬一匹にて営み得るを限度とすべし

一　けいこ事は冬，春の両期にすべし，書物は小満（五月二十日ごろ）より白露（九月七，八日ごろ）まで封じ置くべし

禁欲主義の緊張感の漂う文面であるが，まさに赤城型で小農が生産・生活・消費のサイクルを自足させていることを適確に表現している。

9　村落の消費と職人・商人

船津伝次平家を具体例に小農の消費の実際を不十分ながら垣間見てきたが，ここまできてひとつの疑問がのこった。赤城型の家屋をつくった人々はどのような職人であったのか。また，

屋内の調度品，家具を製作した地域と人々は。そして用具を売った人々はどうか。いわば消費物資の生産と流通の問題である。これらは今後の課題となるものであるが，少なくとも旧来の流通史のように生産と流通のみを数字で追求する方法は改められねばならないであろう。民衆の消費の視点が不可欠といいたいのである。

本稿では目下の状況では2，3のヒントとなるような事実を挙げるにとどまらざるを得ない。

ひとつは，文政9年（1826）に起こった鍋釜の生産と販売をめぐる上州鋳物師仲間（5軒）と江戸十組鍋釜問屋との争論である。(11) 上州の鍋釜需要に応えて直売する地元の鋳物師に対し，旧来から自らの市場とする江戸問屋が特権を根拠に訴えるといった事件であった。文政13年（1830），上州側が冥加金1人1両1分を納めることで示談となるが，この背景に鍋釜を日常的に欲する消費者とこれに供給する職人の実像が浮かび上がってきた。

また，文化12年（1815），前橋藩物産方がわざわざ瀬戸から職人を招き日用雑器類を焼く窯場を赤城山麓の皆沢と城下の高浜に設けるという一種の殖産興業策が確認されている。(12) 文政5年（1822）には窯は閉鎖され，失敗する。しかし，このことは上州の日用雑器類に対する購入の意欲が高かったことと，これを利用して藩財政を賄おうという殖産興業策，そして品質的に劣ったために消費者の要求に応えられず良質の瀬戸，備前等名産地（いうならばこれらを一手に売る江戸の特権商人）に駆逐されていったことの3点の事実を明らかにしてくれる。

最後は村に居住する職人・商人である。農間渡世の広汎，多種の実在である。

かの原之郷村の文化4年（1807）の農間渡世は表21のようである。(13)

亀次家の当時の家主重郎兵衛の弟重太夫をはじめとする大工7名，紺屋2名，桶屋1名，萱葺1名，医師1名である。大工と萱葺の8名は1村にしては多く，年齢的働き盛りのものは所持田畑も少なく，馬も持たず専業と考えられる。小農の赤城型建築の盛行を物語っているのかもしれない。

表21　文化4年　原之郷村の諸職人

名前	年齢	職業	所持田畑			馬
			反	畝	歩	
重太夫	49	大工	4	0	1	0
軍太夫	43	〃	5	2	9	0
丈八	67	〃	6	4	4	1
伝九郎	81	〃		3	10	0
龍兵衛	58	〃	3	8	23	1
小右衛門	61	〃		2	22	0
兵五	48	〃	2	9	12	0
勝右衛門	56	紺屋	4	2	11	0
久五郎	32	〃	6	0	13	1
嘉平次	63	桶師	4	8		1
清右衛門	35	萱葺	1	2	8	0
三益	62	医師	4	8	16	1

また，文政12年（1829）の前橋藩の作事に際し，原之郷村から大工5人，屋根葺2人，桶師1人が徴発されている。(14) 公許の職人と思われる。

農間の商人については公文書に姿をみせることは難しいが，周辺の村々の事例から拾い集めてみたい。天保9年（1838）の群馬郡渋川村寄場組合に属する村々の農間商いの実情が明らかになる。(15)

これは，「在方ニ而，菓子類・料理等無益之手数を掛，結構ニいたし候もの有之由，右之類其

侭差置候而者，風俗益奢侈相成可然可差留」と関東取締出役が当該の農間渡世のものを調査の上，取締の一札を取ったものである。

旗本4家の四給の村である上野田村は，高550石7斗余，家数96軒，人口439人である。家数96軒中，「農業一統渡世之分」(専業農家)が52 (54%)，「農間商ひ并諸職人渡世之分) (兼業) が44 (46%) の割合となっている。そのうち農間商ひについては表22のようになる。

表22　天保9年　上野田村農間商ひ

	文政10年	～天保8	新規(天保9)	計
居酒	3	4		7
髪結	1			1
煮売	1	2		3
穀商			1	1
太物			1	1
小間物			1	1
荒物			3	3
荒物・瀬戸物			3	3
下駄拵			1	1
計	5	6	10	21

村内に衣食住のとりあえずの消費需要に応える小商人が存在していたことが判明する。天保9年といえば，幕府が事細かく消費について禁令を出したときでもあり，この間の実情を如実に示したものともいえる。それにしても居酒屋の多いのには驚かされる。新規の荒物等の10軒は家財家具関係の需要を示すものとして注目してもよいであろう。

以上，村といってもそれぞれの置かれた状況においてさまざまではあるが，上州の事例ではあるが村落内に消費の力が奔流となって押し寄せてきていたのである。

3. 消費生活社会の成立と発展

18世紀末から19世紀の前半にかけて，上州赤城山麓地域に成立・展開した赤城型民家に象徴される消費生活社会について諸事例を縫合しながらなんとか明らかにできたと思う。

ただ，これが養蚕を主力とする絹業を生業とする一地域だけの社会現象なのか，また，全国的趨勢の中の一地域例であるのか，関東はもとより全国的な展望を明らかにしておかねばならないだろう。

目下の研究状況は同一の問題意識の下に消費社会を分析・究明する機運にはないので，2，3切り口になるであろう資料を概観することで当面の責を果たさざるを得ない。

ひとつは幕府法令からの民衆の消費の動向を見ることである。

第二には，往時民衆の学習のテキストとして流布した“往来物”の中に消費傾向を追うことである。

第三は近世考古学の成果を文献史学の立場から読み込んでみることである。

(1) 幕府法令にあぶり出された消費

幕府の衣食住統制の原則は一貫している。

寛永20年（1643）3月の「土民仕置覚」に明らかである。(16)

一　庄屋惣百姓共，自今以後不応其身家作不仕，但町屋之義者，地頭代官之差図を請可作事

一　百姓之衣類，此以前より如御法度，庄屋者妻子共＝絹紬布木綿服，百姓者布木綿斗可着之，此外者襟おひ＝而もいたす間敷事

一　庄屋惣百姓共＝衣類紫紅梅＝染間敷候，此外者何色成共，無形染可着事

一　百姓之食物雑穀を用へし，米猥＝不喰様＝可申聞候事

一　市町＝出，むさと酒呑へからさる事

分不相応の家作は禁ぜられている。衣は庄屋（名主）の家族は絹紬は着用を許されるが，百姓身分のものは木綿に限られる。染色にも反映させられ，紫紅梅は禁止され，無形染とされた。あとは酒食の制限である。

かの著名な慶安2年（1649）2月26日の御触書(17)においても，この原則は生かされ，より具体化されたと考えられる。

しかし，こと細かく消費は敵であるとする質素倹約の農民の生活規範を示した上での棹尾の文言は異例である。

右之如く＝物毎入念，身持をかせき申へく候，身持好成，米金雑穀をも持候ハヽ，家をもよく作り，衣類食物以下＝付，心の侭なるへし，米金雑穀を沢山＝持候とて，無理＝地頭代官よりも取事なく，天下泰平之御代なれば，脇よりおさへとる者も無之，然ハ子孫迄うとくに暮し，無間きゝん之時も妻子下人等をも心安くはこくみ候，年貢さへすまし候得ハ，百姓程心易きものハ無之，よく〳〵此趣を心かけ，子々孫々迄申伝へ，能々身持をかせき可申もの也。

身持をかせぎ，年貢さへ皆済すれば家をよく作ったり，衣食も心の侭であるというのである。幕藩領主の民衆の消費に対する見方は，安定した年貢収取が大前提にあり，頻発される倹約令もそのための予防線ともいうべき生活規範の提示であった。年貢皆済すれば，あとは農民の活力次第であり，奢侈もまた大目にみられたのではあるまいか。

幕府法令が民衆の消費のあらわれである風俗の実態に敏感に反応するようになったのは，19世紀末のことである。

天明8年（1788）次のような申し渡しを行っている。(18)

百姓之儀者，麁服を着し髪等も藁を以つかね候事，古来之風儀＝候処，近来いつとなく奢＝長し，身分之程を忘れ，不相応之品着用等いたし候ものも有之，髪ハ油元結を用ひ，其外雨具ハ蓑笠のみを用候事＝候処，当時ハ傘合羽を用ひ，右＝随ひ候而者次第＝費之入用多く成候間……

農民のなりかっこうが一変してきたのである。

在方風俗取締として関八州御料所百姓へ出された触書[19]の農民のあり様は次のようである。

地方の本意を忘れ，農人ニ不似合衣服を着し，美食を好，又ハ不相応の遊共抔いたす。

法令は消費の実状に遅ればせながらも対応し，詳細にわたる。年次を追って概括してみたい。

寛政9年（1797）の水油の高値に関するものは消費量の増大を暗に示したものであろう[20]。翌10年には珍品の鉢植物の高値売買が対象となっており[21]，民衆の消費が奢侈的趣味的傾向を帯びていることが窺われる。この背景にあるのは，神事祭礼の付祭の盛大化，地芝居，相撲等の興行，これと一体となっている関東通り者の横行の治安の悪化である。

文政6年（1823）の水鳥の密売禁[22]令が食鳥の流行を裏付けてくれる。文政年間の関東取締出役制の強化等の風俗取締りは，幕府の対応策のあらわれである。

天保年間に入ると，取締は実に綿密になり，それだけ民衆の消費の具体相があぶり出される。

天保2年(1831)「軽きもの」が「ころふくれん，羅紗，小帯」など「花麗之衣類」を着しているとしている[23]。奢侈の風俗は，貧富，階層に関係なく人々を包含していたことを示している。年次毎に列挙してみよう。

天保7年（1836）[24]

一　近年連々と奢侈に押移り，衣類，飲食，居住，日用之雑具に至迄，美麓好品を貧富ともに用ひ，自然と諸色高料にも罷成，

天保9年[25]

櫛笄かんさしきせる，亦者多葉粉入紙入かなもの，其外無益なる翫之品ニ，金銀用候儀者停止之旨，

天保9年[26]

近来町方又者在方ニ而，菓子類料理等無益之手数を掛，結構ニいたし候者共有之由ニ候，右之類其儘差置候而ハ，風俗益奢侈ニ相成不可然義ニ付，

これら民衆の風俗一変をどう見たらよいのか。年貢皆済という絶対条件を充たさずに慶安御触書の棹尾の文言を実現したのだろうか。

身持をかせぎ，米金雑穀をも持ち，家をよく作り，衣類食物以下にも，心の儘なる消費をかちとっていった民衆の実像が影絵となってあぶり出されているのである。消費社会は貧富を問わず，天保飢饉と同時進行で総体の流れとして止まることなく時代をおおってきたのである。

(2)　往来物から見た消費

民衆の衣食住のあり様を知る手がかりのひとつに，往時民衆の間に広く普及した往来物がある。文字文化の普及を基盤とした案内書，入門書にあたるとも考えられる。

読み書きの基礎の上に実用の学を目ざした往来物の世界の中で日常の生活はどのように扱われていたのか。

換言すれば，封建教学としての儒学の治国平天下思想にはその出発点に斉家思想があり，民衆の側がいかにこれを自己に引き付けて消費を是とするか，といった問題でもある。

原之郷村で船津伝次平が経営した手習塾〝九十九庵〟において「百姓往来」を圧倒して広く利用された「商売往来」での取り扱われ方は，どうであったのか。(27) 商売持扱文字として生活必需品が続々と登場するが，家財，絹布之類，唐物，和物，雑具の品々がここでは関連深い。例えば「家財は家々にてそなへ置たる用具，その数おほし」とあり，列挙は略するが生活用具の名称の読み書きが必要とされているのである。「商売往来」がベストセラーとなった理由として所収の語彙が挙げられる。中でも家財家具雑具，被服のそれが合計の361に対し，70，73の多きに達しているのである。元禄年中，上方大坂・京都を反映したものとはいえ，これが全国に流布する際にもこの効用が民衆の消費に適応したことが充分考えられる。

元禄年中成立した「商売往来」は後に分化し，「小間物往来」（天保13年），「呉服往来」（天保８年），「重宝衣服往来」（弘化５年）のような専門化した往来を生み出す。

いっぽう，家を斉えることが治国平天下の不可欠の要件であることを前提に衣食住の消費を正面に扱った往来物も現われた。

天明２年（1782）の「新撰世帯往来」がそれである。(28) 序文にいう。

> 只農工商の見るべきを専らにする也。初に聖語を戴て衣食住の三財，日用の品を字づくしとし，裏には天理をわきまへて，民の業に怠なきことをすすめ，人間たるの誡べきはいましめ，楽むべきことはたのしみをおしへ，いささかも吝嗇を云はず。しかも倹約を第一にしらしむる本なれば，必ず幼童に習すに広益あり。（…は筆者）

「吝嗇を云はず，しかも倹約を第一にしらしむる」とは消費の妙を言い得ている。

衣食住の三財から誰人とも離れることは出来ない。それ故に手業，渡世，家業に励み，日夜怠ることなく，工夫や勘弁をこらし，身を立てる。これが身上，世帯に当る。こうしてその家を斉えるということが住であり，住は即ち家居であり，これが世帯なのだ，と定義する。従って世帯の出発点は「家作普請」である。次に「家をしむる荒増の道具」，その冒頭に「神の棚，仏檀」が置かれているのも，家永続意識の先祖祭祀と関連する。つづいて食と衣の雑器が列挙される。そして，分限に応じた婚姻，子育てが説かれる。まさに小農の生活意欲を公認した消費社会が到来していたのである。

(3)　近世考古学の成果から

18世紀末から19世紀前半に一大消費革命があったのではないか，という仮説を不充分ながら文献資料を再検討しながら立証に努めてきたが，近年活発な研究調査を行って成果を挙げている近世考古学の見解とほぼ一致する。

森本伊知郎は「江戸市中の物資流通と生活用具―遺跡出土の陶磁器から」の中で大略次のよ

うな結論を述べている。(29)

> 江戸市中から出土する陶磁器の内容には18世紀後半から19世紀前半にかけての時期に産地組成の変化，多様な器種の出現，遺物量の増大などいくつかの点で大きな変化が認められ，ひとつの画期になった時期と評価される。

近世考古学の仕事が続々と発表されていることでもあり，詳しく論ずべきかもしれないが，専門外のこともあり，今後の課題と受けとめ，森本氏の近業の紹介にとどめざるを得ない。

おわりに

これまで上州のフィールドを中心に，不充分ながら事実を縫合しつつ，生活文化史の画期となった18世紀後半から19世紀の前半の村落の消費社会について赤城型民家に焦点を絞って述べてきた。

銘々膳での一家揃っての食事，炭火を使った火鉢，コタツの暖房，夏の蚊屋，冬の夜着蒲団，畳の生活等，これら小農家族の生活の基本スタイルは，赤城型のように地域的特色は有するものの，全国的な趨勢であったと理解してよかろう。

やや結論を急ぎすぎたきらいもあるが，1960年代前後までの日本人の生活スタイルの原型が，その後の変遷はあったにせよ，ほぼこの時期に出揃ったのではなかろうか。

三大改革や明治維新といった大事件の歴史はそれとして生活文化史は着実に一貫して描かれねばならない。

それにしても，文献史学の壁は厚い。関連諸科学との連携が求められる。しかし，その前に歴史学内部の自省が肝要であろう。生活史の文献史料がないわけではないのである。今迄，無視してきただけであって，清新なる問題意識に立つなら，文献が甦ってくるのである。この上に専門分野に閉鎖しがちな研究を相互に交流させていくことが望まれている。

考古学，民俗学その他関連諸科学との連携にしても，時間軸をあくまでも前提とする歴史学からアプローチに固執しつつどれほどの成果を自己のものに出来るのか，を問わなければならない。いうまでもなく，単なる事実の寄せ集めを期待するなら，新たな歴史像を結ぶことはないのである。自己の研究基盤に支えられた主体的主張の下に，トータルな生活文化史のイメージを描いていかねばならないと思うのである。

註

(1) 生活文化史の概念規定については抽象的議論の意義があまり認め難いが，一応次のように理解している。ひとつは旧来の生産(生業)である。これに重なって生活（狭義でとらえるなら衣食住）が展開する。ところで生活を生活者に立って理解しようとすれば，消費の問題が出てくる。消費を生産・生活の原点とも考えられる以上，文化領域まで含めて光をあてるべきだと思う。生活文化史とは生活者の歴史創造の原初的営為そのものと考えてもらった方がよい。詳しくは高橋敏『近世村落生活文化史序説』(未

表23　1号屋敷跡（旧神沢一夫宅）
出土遺物種類　（数字は報告数）

種　類	17～18世紀前	18世紀中後	19世紀前～幕末
食器			
飯碗		3	
湯呑碗	2	4	
蓋付碗			1
小皿	5	3	
中皿			1
蕎麦猪口			
小鉢			
大鉢	1		1
合子			
段重ね			
徳利			
盃			
急須			
(酒)瓶			
土瓶			
調理器			
鍋		1	
ほうろく(盤)		3	1
擂鉢		1	1
石臼			
釜輪			
包丁			
七輪			
水甕			
調度具			
灯明皿類		2	
提灯		1	
燭台			
瓦灯			
火箸			
十能			
仏飯器			
香炉			
薬壺	1		
キセル		1	1
タバコ鉢			
花生け			
植木鉢			
餌入れ			
人形	1		
銅銭	1	4	
農具			
鎌		1	
砥石	3	3	3
釣瓶(木)	1		
武具			
小刀			
鞘金具			
火縄銃弾丸			
化粧具			
ピン止め(鼈甲)			

表24　2号屋敷跡（旧菊池範宅）
出土遺物種類　（数字は報告数）

種　類	17～18世紀前	18世紀中後	19世紀前～幕末
食器			
飯碗		4	1
湯呑碗		2	4
蓋付碗			3
小皿	1		2
中皿		2	
蕎麦猪口			2
小鉢			5
大鉢			1
合子			2
段重ね			1
徳利			3
盃			2
急須			2
(酒)瓶			
土瓶			
調理器			
鍋			
ほうろく(盤)			1
擂鉢			1
石臼			
釜輪			
包丁			1
七輪			
水甕			
調度具			
灯明皿類		1	1
提灯			
燭台			1
瓦灯			
火箸			2
十能			1
仏飯器			1
香炉			1
キセル			2
タバコ鉢			1
花生け			1
植木鉢			2
餌入れ			2
人形			
銅銭	2		2
農具			
鎌		1	2
砥石		1	6
釣瓶(木)			2
武具			
小刀			1
鞘金具			1
火縄銃弾丸			1
化粧具			
ピン止め(鼈甲)			1

来社，1990年）を参照してほしい。
（2） 1928年11月の「上州と甲州の民家の屋根」(『民家論』ドメス出版，1971年）が初見であろう。なお，赤城型民家については，原田熊雄・濱口幹三郎『赤城山麓の民家』（1948年，群馬出版）を参考にした。
（3） 赤堀町五目牛南組の発掘調査に関する記述はすべて群馬県埋蔵文化財調査事業団の坂井隆，能登健，大西雅弘各氏の教示に拠った。もとより本稿の論述の責任はすべて筆者にある。
（4） 事業団の坂井隆氏の好意により同氏作成の出土遺物の対照表を掲げておきたい（表23・表24 前頁掲載)。未だ公式報告がなされない中での資料の提供に感謝したい。いうまでもなく中間発表であり本論での実証を強化するために利用させていただく。
（5） 日本随筆大成別巻（吉川弘文館，1979年）に拠った。
（6） 菊池とくについては高橋敏『国定忠治の時代』（平凡社選書，1991年）所収「忠治外伝ー菊池登久子とその甥」で述べた。
（7）『佐波東村誌』（東村，1979年）所収「渡辺三右衛門日記」
（8） 明治4年「平民人別帳」(五目牛区有文書)
（9） 文化4年「上野国勢多郡中通原之郷五人組御改附寺社人別帳」(船津洋平氏所蔵史料)
(10) 高橋敏「近世小農の消費生活と教育・文化の創造」(前掲『近世村落生活文化史序説』所収)
(11)『群馬県史資料編13近世5』(群馬県，1985年）所収265「上州鋳物師仲間江戸十組鍋釜問屋宛直売り方取極状」，270「上州鋳物師仲間宛江戸十組鍋釜問屋趣意金取極め状」
(12) 同右群馬県史資料編14近世6（1986年）所収「焼物」の項，294～296。大西雅弘「『皆沢焼物場所』出土の資料について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団十周年記念論集『群馬の考古学』所収)
(13)『富士見村誌』(富士見村役場，1954年）所収第3章近世の村「稼業と職人」
(14) 前掲群馬県史資料編13所収269「文政十二年正月前橋藩諸職人元帳」
(15) 同上書278「天保九年九月群馬郡渋川村寄場組合諸商并質屋取締書上帳」
(16) 日本財政経済史料（大蔵省，1922年）第2巻919頁
(17) 徳川禁令考前集第5（創文社，1959年）2789
(18) 牧民金鑑上巻（刀江書院，1969年）286頁
(19) 同上書295頁
(20) 神奈川県史　資料編7近世(4)（神奈川県1975年）185
(21) 同上書189
(22) 神奈川県史224
(23) 同上書232
(24) 前掲日本財政経済史料第2巻988頁
(25) 前掲牧民金鑑300頁
(26) 同上書301頁
(27) 日本教科書大系往来編第12巻・第13巻（講談社，1968年）に拠った。
(28) 同編第6巻
(29) 江戸遺跡研究会編『甦る江戸』(新人物往来社，1991年）所収

（国立歴史民俗博物館　歴史研究部）

Life Cultural History of Akagi Type Farmer's House

TAKAHASHI Satoshi

The "Cultural history of people" has been popular and readily used everywhere as a theme for study. When reviewing the contents of such studies, however, it is regrettable that abstract arguments have come to the front, and the concept of people without substance has swaggered in history since the World War II.

To advocate cultural history, it may be necessary to release the "people" from the abstract arguments. It should be affirmed that people, who are the substance creating history, are flesh and blood. People exist beyond the theory of nation concerning the ruling and ruled parties. For example, philological history has long been weak in food, clothing and housing, or in life history in a narrow sense. Also, it has been self-deceptive in being proud of the stituation. Food, clothing and housing of people have been considered somewhat an undercurrent of culture, and as unrelated to what drives history. It seems that the study of life-cultural history has been delayed by finding itself between a completely abstract view of almighty people, and another view of cultureless people.

In order to overcome these conflicts, moderate examination of the concept of life-cultural history should be repeated. In line with this work, theory on historical materials should be totally renewed. In addition to the adherence of philological history to life-cultural history, studies in cooperation with various related sciences, archaeology, folklore, and so on, may be required.

To achieve this purpose, at first, life historical fieldworks in the area of regional history should be collected.

This paper deals with a great revolution of life-cultural history which occurred from the latter 18th century to the earlier 19th century, concerning villages at the foot of Mt. Akagi in the Jōshū region.

I hope this paper will concretely clarify the reality of people's life culture condensed in the Akagi-type farmer's houses specific to this area, through the review of materials of philological history, and with the support of some results of modern-age archaeology and folk tool studies.